

太田市火葬施設使用助成に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第49号

太田市火葬施設使用助成に関する規則を廃止する規則

太田市火葬施設使用助成に関する規則（平成17年太田市規則第171号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日までに、この規則による廃止前の太田市火葬施設使用助成に関する規則（以下「廃止前規則」という。）第2条に規定する火葬施設において火葬を行った廃止前規則第3条の規定による助成対象者については、廃止前規則の規定は、なおその効力を有する。